

飯田圏域 大規模氾濫減災協議会 規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「飯田圏域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、飯田圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は別表－1の職にある者をもって構成する。

2 別表－2にある機関をアドバイザーに置く。

3 協議会の運営、進行及び招集は会長が行う。会長は長野県飯田建設事務所長とする。

4 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表－1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

(協議会の対象河川)

第4条 協議会は、松川（飯田市）、阿智川、遠山川、外飯田圏域における指定区間内の一級河川を対象とする。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難及び的確な水防活動等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水時期前に河川の合同巡視等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として情報機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。

ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確

認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、長野県飯田建設事務所に事務局を置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるものほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第1条 本規約は、平成30年2月28日から施行する。

別表－1

| 機 関 名 | 代 表 者（構成員） |
|----------------|------------|
| 飯 田 市 | 飯 田 市 長 |
| 松 川 町 | 松 川 町 長 |
| 高 森 町 | 高 森 町 長 |
| 阿 南 町 | 阿 南 町 長 |
| 阿 智 村 | 阿 智 村 長 |
| 平 谷 村 | 平 谷 村 長 |
| 根 羽 村 | 根 羽 村 長 |
| 下 條 村 | 下 條 村 長 |
| 売 木 村 | 売 木 村 長 |
| 天 龍 村 | 天 龍 村 長 |
| 泰 阜 村 | 泰 阜 村 長 |
| 喬 木 村 | 喬 木 村 長 |
| 豊 丘 村 | 豊 丘 村 長 |
| 大 鹿 村 | 大 鹿 村 長 |
| 飯田警察署 | 署 長 |
| 阿南警察署 | 署 長 |
| 飯田広域消防本部 | 消 防 長 |
| 長野県 南信州地域振興局 | 局 長 |
| 長野県 飯田保健福祉事務所 | 所 長 |
| 長野県 下伊那南部建設事務所 | 所 長 |
| (会長) | |
| 長野県 飯田建設事務所 | 所 長 |

別表－ 2

| 機 関 名 | |
|--------------|--------------|
| (アドバイザー) | |
| 国土交通省中部地方整備局 | 天竜川上流河川事務所 |
| 国土交通省中部地方整備局 | 天竜川ダム統合管理事務所 |
| 国土交通省中部地方整備局 | 矢作ダム管理所 |
| 気象庁 | 長野地方气象台 |
| 長野県 | 危機管理防災課 |
| 長野県 | 河川課 |